

令和5年度第1回 菊川市都市計画審議会

日 時：令和5年9月20日（水）

午前10時00分～

場 所：菊川市役所本庁
2階庁議室

出席者

審議会委員	小泉祐一郎（会長）	落合文夫（職務代理者）	
	鈴木あいか	坂部勝美	東 和子
	渡辺 修	西下敦基	須藤有紀
	榊原正彦（袋井土木事務所長）		

事務局（市役所）	建設経済部長 中川敬司
	建設経済部主幹 戸塚千尋
	都市計画課長 星野和吉
	都市計画課専門監 萩田高秀
	都市計画課都市整備係長 野口宏道
	都市計画課主幹兼都市計画係長 笹瀬泰広
	都市計画係主任主査 澤入真衣
	都市計画係主事 高柳信太郎

同席者（静岡県）	経済産業部農業局 畜産振興課 畜産振興班
	班長 土屋貴幸
	主任 伊藤幸佑

次第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長の選出
- 5 会長挨拶
- 6 議 事
 - 1) 都市計画決定事項
 - 第1号議案 東遠広域都市計画と畜場の決定（菊川市決定）
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議事録

1 開 会

事務局：こんにちは。お忙しい中、皆様におかれましては審議会にご出席頂きありがとうございます。さて、菊川市都市計画審議会条例第6条第2項に「2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日は清水委員が欠席ということで10名中9名の出席がありますので、本会は成立します事をご報告致します。それでは互礼をもちまして開会といたします。ご起立をお願いします。

『相互に礼』

ご着席ください。ただ今から、令和5年度第1回菊川市都市計画審議会を開会いたします。初めに配布資料の確認をさせていただきます。

次第 1枚、

委員名簿 1枚

条例 1枚

第1号議案

また、「新食肉センターを活用した機能強化」のペーパーと資料1と書いてある資料の中に4つ資料がございます。過不足がありましたら、挙手願います。よろしいでしょうか。

それでは、長谷川菊川市長からご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

長谷川市長：おはようございます。本日はお忙しいところ、菊川市都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。また、皆様には本審議会委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。本審議会は、市の都市計画に関する事項について、市から諮問させていただき、審議していただくものです。皆様には、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を申し上げます。菊川市の将来を見据えたまちづくりの道しるべということで皆様のご意見をしっかり聞いていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

コロナが明け、いろんな行事が動いていく中で、小学校でインフルエンザとコロナが同じくらい流行していて学級閉鎖のところもあるそうです。その中でも行事を前とは少し違う形ですが開催し、前以上になることを楽しみにしています。来年度は市制20周年ですので、ふさわしいイベントができればと思っております。

先日17日には市の敬老会を行いました。77歳の喜寿、80歳の傘寿、88歳の米寿、90歳の卒寿、99歳の白寿、100歳以上の方で、1539人が対象で400人くらいの方が出席いただきました。そこでも言わせていただいたが、9月16日の静岡新聞で菊川市の男性がお達者度、健康で65歳から何年間か自立して生活できているかの指数が（県内で）初のトップという大変嬉しい報道がありました。

令和3年度に都市計画決定された南北自由通路整備事業については、昨年度末に工事に着手し、本年度7月から一般車乗降場を交番前へ移設、仮駅舎の建設工事が始まりました。本年12月には仮駅舎の供用開始となります。引き続き自由通路の整備を進めるとともに、駅北のまちづくり事業、駅周辺の賑わいづくりにもしっかりと

と取り組んでまいります。

本日ご審議いただく案件は、「と畜場」に関する事項となります。いろいろ経緯があった件で、私も静岡県に何度も足を運びました。川勝知事、難波前副知事、出野副知事、森副知事、増田経済産業部長、勝又交通基盤部長、地域振興局のある経営管理部長、今の部長にも前の部長にも話をしました。治水、地域振興から全庁をあげて継続的に取り組んでいただけると話を聞いています。そういった話も議題の中で説明あるかと思いますので皆様方のそれぞれの立場やご見識から忌憚のない貴重なご意見をいただきたいと思いますのでご審議のほどよろしく願いいたします。引き続きまちづくりに関しては全力で取り組みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

3 委員の紹介

事務局：続きまして、委員の紹介に入る前に、任命状についてですが、本来であれば、本日第1回目の審議会で委員の皆様お一人お一人に交付させていただくところですが、9月の開催ということで、5月19日付で郵送させていただきました。ご了承ください。それでは各委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

委員名簿をご覧ください。

名簿朗読

次に菊川市都市計画審議会条例をご覧ください。

条例第3条 第3項に「委員の任期は、2年とする。」と記載がありますので、任命状にあるとおり、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となります。農業委員会長の落合様につきましては、改選のあった7月20日からの任期となりますのでよろしくお願いします。

また、この場をお借りしまして、職員の紹介をさせていただきます。まず、建設経済部長の中川、連携調整室主幹の戸塚、令和4年度から県より技術派遣として出向している専門監の萩田、都市計画課長の星野です。続いて都市計画課の職員になります。都市整備係長の野口、都市計画審議会の事務を行っております、主幹兼都市計画係長の笹瀬、係員の澤入、高柳です。

以上の体制で進めて参りますので、よろしくお願いします。

4 会長の選出

事務局：続きまして、会長の選出に移らせていただきます。菊川市都市計画審議会条例第5条第2項に「会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。」とありますので、委員の皆さまにお諮り致します。いかがでしょうか。

A 委員：事務局に案がありましたらその案を持って就任していただいたらどうでしょうか。

事務局：ありがとうございます。A委員から、事務局の案を、ということでしたが、皆様いかがでしょうか。

委員：異議なし

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局の案としましては、名簿の選出区分どおり、学識経験のある者として引き続き、静岡産業大学経営学部教授の小泉祐一郎委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：異議なし

事務局：それでは小泉委員、会長職をお願いいたします。会長席に移っていただきご挨拶をお願いいたします。

5 会長挨拶

会長：前回に続きよろしくをお願いいたします。皆様のご協力をいただきまして進めさせていただきます。都市計画審議会は静岡市、菊川市、湖西市で会長、御殿場市で委員を、県では開発審査会の委員などをやらせていただいています。つい最近、静岡県盛土等技術アドバイザーにも委嘱されました。よろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。もう一点、菊川市都市計画審議会条例第5条第4項に「会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」とありますので、職務を代理する方をあらかじめ決定しておきたいと思いますので、会長から指名をお願いします。

会長：それでは、前回も農業委員会会長をお願いしておりましたので、今回も農業委員会会長の落合委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

落合委員：よろしくお願いします。

事務局：よろしくお願いします。市長につきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

6 議 事

事務局：それでは、議事に入りますが、進行につきましては、都市計画審議会条例第5条第3項に「会長は、会務を総理し、審議会を代表する。」と規定されておりますので、会長の小泉様をお願いいたします。また、第1号議案に関し、県畜産振興課の職員2名も同席いたしますのでお願いいたします。

会長：他の都市計画審議会でも説明していただく同席の方は席に入っていただくので、お二人も顔が見えるよう前に移動をお願いします。議案の前に県の方所属とお名前をお願いします。

県畜産振興課：静岡県畜産振興課の土屋と申します。よろしくお願いします。

県畜産振興課：同じく畜産振興課の伊藤と申します。よろしくお願いします。

会長：よろしくお願いします。それでは議事に入ります。円滑な議事進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。本日の都市計画決定事項、第1号議案の「東遠広域都市計画と畜場の決定」の1案が市から付議されておりますので上程いたします。事務局から説明をお願いします。

【第1号議案 東遠広域都市計画と畜場の決定（菊川市決定）】

事務局：よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。今年度、本会にお諮りする案件としては、東遠広域都市計画と畜場の菊川市決定を行うものであります。現在、菊川市赤土地内にある、静岡県経済農業協同組合連合会が運営している小笠食肉センターが、県のと畜場再編計画により再整備を実施、再整備後の運営方法は、静岡県が事業主体で指定管理者制度による公設民営形式とするとしています。

と畜場は、建築基準法第51条に規定する卸売市場等の用途に供する特殊建築物に該当し、「都市計画においてその敷地が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされています。ただし、市が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないとされており、現在の小笠食肉センターはこのただし書きによって許可されています。今回の再編により、県が主体となって再整備するため、ただし書きを適用せず、都市計画法に基づく都市計画決定を行うものです。

それでは第1号議案の説明に入ります。

【第1号議案】

東遠広域都市計画と畜場の決定を行うものであります。

1 ページ目の東遠広域都市計画と畜場の決定（菊川市決定）をご覧ください。

と畜場の名称は、静岡県食肉センター、位置は菊川市赤土地内、字が6つありまして、上ノ内（じょうのうち）、西浦（にしうら）、舟戸（ふなと）、下海（しもがひ）、藤ノ木（ふじのき）、三反田（さんだんた）であり、面積は約 46,600 m²です。

2 ページ目は、今回の都市計画の理由です。

（読上げ）

3 ページ目は、都市計画決定の理由です。

（読上げ）

次ページに附図がつけてありますが1枚目、位置図をご覧ください。

今回の、と畜場の場所を示す箇所が赤線部分になります。

拡大図が次ページとなります。凡例にありますとおり、赤実線で囲われ、ピンク色に塗られた箇所が、と畜場の敷地であります。既存の JA 静岡経済連小笠食肉センターとある部分を取り壊し、新たな施設を建設します。また、藤ノ木川を挟んで南側、小笠肥料工場となっている場所には浄化処理施設、調整池を整備する計画です。

プロジェクターをご覧ください。お手元の資料もあわせてご覧ください。県から「新食肉センターを活用した機能強化」ということで県から地域振興に関する通知をいただいておりますので添付させていただいています。計画平面図（参考図）をご覧ください。現段階の計画されている施設のレイアウト図で、主な施設を説明します。図面左側には、2階建ての基幹施設が建設され、小動物処理棟として豚の処理棟となります。次に中央には大動物処理棟として、牛の処理棟となります。次に図面右下には、病畜棟が建築されます。藤ノ木川を挟んだ点線部分は調整池整備予定地となっています。

続きまして、住民意見の関係ですが、都市計画法に基づく公聴会を開催するため、原案の縦覧を4月27日から5月11日、案の縦覧を8月1日から11日に行いましたが、公述の申し出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。これで第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。審議の資料として「食肉センターを活用した機能強化」という資料と計画平面図をいただいています。赤い線で囲まれた部分を都市計画決定するというものです。こちらの資料を事務局で読上げていただけますか。審議なのでお願いします。

事務局：はい。令和5年1月25日 新食肉センターを活用した機能強化
静岡県経済産業部

1 県の継続的な支援

- ・新食肉センターを活用した機能強化については、食肉センター周辺対策協議会を通じて、継続的に支援する。
- ・県は、食肉センター及びそれに付随する調整池と道路整備のほか、食肉センターの利活用の向上を目的としたソフト施策を実施する。
- ・県は、食肉センター周辺対策協議会において、ハード施設の計画策定・整備・運営における技術的支援を行う。

2 経済連への要請

県は以下について、菊川市の要望を踏まえて、連携して経済連に対して要請する。

- ・ソフト施策への食肉事業者としての協力・参画
- ・ハード施設の検討の場への参画

以上になります。

会長：こういうことで県から説明されています。議会の方へは説明されていますか。

事務局：全協（市議会の全員協議会）でこの文書はお渡しして説明はしてあります。

会長：計画平面図は新たに緑地のところに調整池が建設される。一部の敷地について開発許可の関係で既存の調整池がある。開発許可制度の適用前にあった施設なので基準に適合するように調整池を造るということです。この資料を元に市としては

都計審に議案を付したということになります。それでは委員の方から質疑、ご意見いただきたいと思います。

【質疑】

B 委員：機能強化について県の継続的な支援ということで、「機能強化については、食肉センター周辺対策協議会を通じて、継続的に支援する」、経済連の要請「ソフト施策への食肉事業者としての協力・参画」とあるが、この関連性はあるのか、継続的というのは期間的にどのように考えているのか、経済連の要請についても期間はどのように計画しているのか教えていただきたいと思います。

県畜産振興課：周辺対策協議会の継続的な支援ですが、周辺対策協議会は県、菊川市の各部門で連携しています。○の2つ目の、「調整池、道路整備のほか、食肉センターの利活用の向上を目的としたソフト施策を実施する」ということで、ソフト施策は何かと申しますと、今年度「おいしい肉の日フェア」という畜産に関するイベントを実施しています。8月から9月にかけて、静岡県産、小笠食肉センター産の食肉を利用したプレゼントするイベントを実施しています。10月、2月におがさセントラルパークで畜産物の販売や卵の無料配布といった畜産フェアを開催します。経済連にはこのイベントに出店いただいたり、お肉を準備していただいたりということで連携しております。施策の期間については、当面3年間を目途に取り組んでいますが、それ以降については引き続き協議会で検討してまいりたいと考えています。

B 委員：3年間を計画しているということですが、3年間で終わろうかなと見えてくる気がしてならないので、周辺対策協議会を通じて継続期間を真剣に考えてもらいたいのでよろしくお願いします。

会長：ソフト事業は、3年間は具体化しているが、その後については具体的に何をやるかは協議会でつめて次の対応を決めていくということですのでよろしいですか。

県畜産振興課：ソフト施策の事業の効果の検証等を行いながら、その後については協議会でしっかり準備していきたいと思います。

会長：通常、3年は継続的とは言わない。長期的な話だと思いますが、3年間は具体的なことが決まっているということで。

A 委員：ソフト事業が3年間ということだが、あの施設がある限りは継続的に話し合いをして支援が必要。そのへんはどうか。

県畜産振興課：事業としての3年間ということではあるが、従来から経済連も地域の皆様への振興ということで、地域のお祭りでお肉を提供したり、地域の皆様へのご理解をいただくための活動はしてまいりましたので、そういった活動を継続しな

がら、事業としては3年を目途に、その次についてはお話をさせていただいたが、連携できる場所を探りながら進めていきたいと思います。

会長：より内容が充実する方向で継続的に考えていただく必要があります。

C 委員：決定期限の3行目、浜松市食肉地方卸売市場と小笠食肉センターの2施設ということで静岡県食肉センター再編推進協議会で話し合われたと思いますが、なぜ菊川市が選ばれたのか内容が書かれていないので、説明していただきたいのが一点。それから2施設に関しては30年以上経過して老朽化ということですが、実際にこの施設ができたなら静岡県の食肉加工については全部この施設でやることになる。この施設は寿命が何年なのかかわかったら教えてください。

県畜産振興課：なぜ小笠となったかの経緯としては、食肉センター再編整備事業が平成26年度から経済連を事業実施主体として再編推進協議会の中で整備構想を行ってきました。小笠を候補地とする決定は、平成27年3月にとりまとめた中間報告で再編推進協議会の総意として決定しました。中間報告の表現ですと、「速やかに事業に着手するためには既存の施設が好ましく、浜松市食肉地方卸売市場は用地に余裕が無いこと、位置、交通の面などの地理的条件から小笠食肉センター敷地内を候補地とする」と選定した経緯があります。静岡県は東西に長い事情もあり、東部エリアの利用者も考えると、浜松か菊川どちらにするか議論があり、こちらに決定したと伺っております。施設の寿命ですが、豚の小動物処理棟については新築で、単純な数字ですと耐用年数は38年になっています。その間は減価償却資産として耐用が担保されています。もちろん、38年過ぎてすぐつぶれるものではありませんので、適切な運営の中で、必要な修繕、改修など適宜進めながら、健全な経営ができるように進めていきたいと思っています。

会長：税法上の耐用年数は税金の計算の話なので実際は違うと思います。

県畜産振興課：一般的には鉄筋コンクリートなので50年くらいはもつかと思っています。

D 委員：新食肉センターを活用した機能強化の2番目に、「県は食肉センター及びそれに付随する調整池、道路整備のほか、食肉センターの利活用の向上を目的としたソフト施策を実施する」、「県は、食肉センター周辺対策協議会においてハード施設の計画策定・整備・運営における技術的支援を行う」とあるが、ハードの面の裏を返すとどうなるかですが、県で1箇所になった時に高速道路から西方高橋線を南下して都市計画道路の赤土嶺田線を通るかと思えます。県から集まる車がどういう台数になるかによって相当の支障が出るかもしれない。公聴会に出席がなかったということですが、地元の方はどういう考えをもっているのか心配になる面があります。都市計画決定されている道路がしっかり整備されているか今の段階でどうですか。

事務局：交通量の話になるかと思いますが、県で環境の対策ということで東からくる車は変わらないだろう、浜松を閉めると西側からが増えるかと思うが想定でしかない。現況交通量はとってある。食肉センターにどのくらい大型車両がくるかは後ほど説明する。今の流れはICおりてまっすぐ、西方高橋線は整備されています。交差点から赤土嶺田線に入り、上ノ内三反田線に入って食肉センターに入る。南北の整備は進んでいる。ここからmamまではおおむね両側歩道で整備されています。mam過ぎから上ノ内三反田線のこの部分については未整備路線。上ノ内三反田線は12mの都市計画道路になっています。現況6mほどの2車線の道路。開発上は9mの接道が必要、県で上ノ内三反田線の西側については拡幅してもらうため今よりは若干よくなる。整備状態はmamから西が問題。150号から農免道路を通ってくる車は推測でしかないので状況がわかりません。

D 委員：想像したとおりのお言葉が返ってきました。食肉センターを活用した機能強化のハード面の「調整池と道路整備のほか」とあり、これもやってくれるのかと思った、ところが、3番目に技術的支援を行うとあり、整備に対する県の姿勢は技術的支援だけになると捉えがち。地元の方たちに整備が促進されることによるメリットも発生するためには、技術的支援だけでなく、技術的支援にお金が含まれるのはいいが、あいまいに感じる。結果的に地元民に後から苦情が出ないように先手を打って行政がやることは非常に大切と文章と現状を見ると感じた。即答はできないと思うが、ぜひ技術だけでなく道路整備のハード面も援助すると。言いにくいと思うが。肉の提供も結構ですが、地域住民に対する目に見えての交通安全、都市計画に関する気配りをお願いしたいです。

会長：意味合いを確認したいが、2番目の○で「県は食肉センター及びそれに付随する調整池と道路整備のほか」で最後は実施するにかかると。調整池は新たに造る、道路整備もしますよ、ただ道路整備のどこをするかについては敷地のセットバックで進入路の部分が片側歩道の9mの道路になるような整備が予定されている理解。調整池と道路整備については、市の方の理解は新たな調整池ができるということと、上ノ内三反田線の敷地のセットバックをした道路整備で、県が実施するのはその部分という理解でよいか。

事務局：我々が協議会にかけた内容ですと、上ノ内三反田線をセットバックして片側を拡幅することは確定と聞いています。調整池については、平面図の予定地というところに調整池を造っていただけると聞いている。ただ地下水調査、藤ノ木川の水位の関係を踏まえた実施設計をこれからやっていくとのこと。赤土の自治会に対する説明は基準に則ったものは造ると回答していただいています。どのような形になるかはわからないが、県でやっていただけると聞いています。

会長：それとは別でソフト施策でイベント、場合によってはさらにやっていただけると。3番目の「ハード施設の計画策定・整備・運営における技術的支援」は何のことか。

事務局：食肉センターができることによって、賑わいが生まれてほしい、県下唯一の施設なのであってよかった施設と思われるようにしたいという思いがあります。当初は食肉センターに隣接して物販や直売所があったらいいとしていました。現在、市の治水の関係で、掛川浜岡線バイパス沿いに貯留施設を造ろうと進めています。できればそれに隣接して、こちらの方が交通量が多いですし、食肉センターからも離れているので、と畜する場所と物販が同じ場所はよくないだろうと県に要望しました。議会の全協の説明の中にも、食肉センターの機能強化に関するロードマップということで3年間の畜産フェア、ソフト施策は実施していただけることになりました。それから我々が進めている貯留施設の整備の計画にあわせてハード施設の検討も進めていく。その中に県としては、それに関する計画策定、整備、運営に関する技術的支援ということで、これまでも全国の事例を集めて研究していただいている。それをさらに詰めたいと思っている。ハード施設は箱物。

会長：ハード施設は道路とかいろいろあるが、3番目は箱物のことをいっているということか。下の経済連への要請のハード施設も同じか。

事務局：はい。当初経済連が事業主になる予定だったが、経営のご判断で手を下げた。県が施設を整備して、指定管理の中で経済連がやる形になったので、我々としては経済連に地域振興施設の検討の場に参画していただきたいという思いはあります。県と市と歩調をあわせてお願いをしていこうと考えています。

会長：1の3つ目のハード施設と2の2つ目のハード施設は同じ箱物で同じことを言っていると。D委員そういうことだそうです。

D委員：そうは思わなかったです。

会長：治水の施設は下流部だけ造っても、調整不能なので、上の途中で作らなければいけない。平時は緑地で使いながら。D委員がおっしゃった道路整備、赤土嶺田線の未整備区間、マムから敷地の交差点までは市の方はどういう計画か。

事務局：都計道で整備するのは西方高橋線の小笠工区について一生懸命やっています。終わった後は、北側の掛川方面を進めていきたいと考えています。青葉通り嶺田線については、昔から牛淵川にかかる橋が狭いということで、ようやく事業着手し、今補償調査等をさせていただいています。先に2路線を重点的に整備しています。青葉通り嶺田線は始まったばかりで、西方高橋線は残事業をやってから北側にシフトしていきます。赤土嶺田線はボトルネックで、整備される路線として組み立てられる状況ではありません。

会長：交通量の想定で、地元の交通に悪影響があるような話か。

事務局：あくまでも現況交通量で説明させていただきます。食肉センターに関係なく1日に通った車で元小笠支所の交差点と、上ノ内三反田線と赤土嶺田線の交差点で交通量調査を県にさせていただきました。1つ目は、大型車は掛浜から元小笠支所の方に入るのが北から23台、南から2台の25台、元小笠支所の交差点から出ていく車は北に30台、南に5台。上ノ内三反田と赤土嶺田線の交差点は、東から36台、橋を超えて西からくるのが22台、南から8台の計66台、出ていく車は東へ20台、西へ21台、南へ7台の計48台。交通量的には思ったよりは現況少ない。東部、中部は小笠食肉センターと付き合いがあるが、浜松からくる車がどこを通るかは推測でしかない。高速道路で掛浜線、1号線で掛浜線、150号線で農免道路の3つのルートが考えられる。時間帯がばらばらなので通勤時間帯に大量の大型車が入ってくるようなデータはないため大きな影響はないが、曲がる時は歩行者がいるときは気を使っていただきたくなど時間的な制約は必要になるので協議していかないといけない。地元からもカーブ曲がる時に何か落ちているなど苦情はある。現状としては以上です。

会長：計画交通量というのは、今後数字が出てくるのか。一つの想定として、交通量の計画があって県で、検証・検討したものが市に協議があるという理解でいいか。

事務局：浜松から出荷される台数は把握しているか。

県畜産振興課：交通量調査とあわせてシミュレーションは難しいが、現状と畜されている動物の頭数があります。牛豚あわせての換算頭数を使っていますが、これがあわせて15万頭。整備計画の目標数値は21万頭に増えると見込んでいます。増加率を現況の交通量に掛け合わせて予測はしています。おおまかな数字でいいますと、将来増加量が大型車小型車あわせて53台、掛け合わせると現況130台が180台になります。

会長：浜松にきているのが130台か。

県畜産振興課：小笠にきているのが130台です。

会長：これが浜松の分を含めると食肉関連で1日交通量が180台。現況の交通量を足し込んだ時にどうか。都計審でそこまで細かくは審議できないが、確認したいのは、県で検討したものが市に説明があって市と調整しているか。土地利用ではルートを指定する。そういった搬入するトラックについては通学通勤でこのルート避けるとか、民間施設の場合はある。細かい調整、協議がされていくのが大丈夫か。

事務局：食肉センター再整備の環境調査編、都市計画決定に付随する説明資料をそれぞれ都市計画決定図書として提出していただいています。推計では今より1.4倍で台数が増えるかと思う。現況の搬入車両は時間帯がばらつきがあるのでそこはクリアでき、交通集中はしないと考えられます。ただ浜松からどこを通るかによって

通学路に多少影響が出るかも。心配しているのは旧小笠支所のところの交差点。それ以外は歩道が整備されている。西側から入ってくところは小中学校の通学路になっていないと思います。今後、浜松方面からどの程度くるかは報告いただきたい。

会長：ということは市に説明があつて、現段階で未整備区間はあるものの、地元の交通に悪影響が出るということはないということか。

事務局：そこまでの交通量はないということです。

会長：微調整で時間帯によって、ある路線に集中してしまうと場合によっては調整が必要ということか。

事務局：そこは3つの自治会に対して県から定期的に報告していただける。できてからの搬入時間や搬路によって、著しくこの交差点が危なくなったら運営者で対応してもらうことをお願いはできます。赤土の地元からもお願いはできます。推測しきれていないため状況をみてお願いしていきます。

会長：D委員どうですか。

D 委員：台数が思ったより少ないため、時間が集中していいない限り、地域周辺に車が増えて生活が困ることは自分の経験上発生しないだろうと思います。ただ出た時には対策協議会で情報を流してご理解いただけるよう進めていただきたいと思います。

会長：交差点の大型車の軌跡図はどうか。

事務局：一番心配なのは上ノ内三反田線の交差点の左折部分。現況2車線の歩道なしで車道が2.75mしかなく狭い。頭をふって反対側にはみでて曲がっている状況。拡幅して縁石を造るかと思うが、信号機がある交差点なので、拡幅する際に信号機移設が必要になり、それに伴って横断歩道や停止線の位置の変更が必要になります。市の道路管理者にこの権限はないため、菊川警察署もしくは県公安委員会の権限になるため協議して確定していくかと思います。曲がれない交差点は造らないので、協議して警察からOKをもらったら進めていきます。市としては建設課が窓口で工事承認を条件の中で付けさせていただきます。

A 委員：通知で、ソフト施策とハード施策についてこれからもう少し具体的な表現にしてもらうことはできないか。先ほどのハード施設についても道のことかと思ってしまうので、例えば欄外に販売所などのハード施設など書いてもらいたい。要望兼確認になります。

県畜産振興課：こちらの資料が令和5年1月25日時点で菊川市と情報共有した資料です。ここから時が流れまして、ソフト施策については、「おいしい肉の日菊川」と

ということで具体的に進んできているので現時点ではこういった資料をお示しする際には載せられます。ハードについては、事務局からも説明ありました通り、まだこれからということもありますので引き続きの協議事項ということでご理解いただきたいと思います。

E 委員：2点お伺いしたいと思います。1点目は、都市計画は衛生に関しても定めるとあり、衛生面で地元から要望書があがっており、この場所を定める際に、カラス対策、臭気対策、騒音対策をぜひやってほしいとあがっているかと思います。地元説明会とは別に要望書と2回要望があがっていますが、この1年半以内に自治会長以外の住民全員に向けて、プラス議員に向けての説明がなかったので対策がどうなっているのか現状をお伺いしたい。また、「食肉センターを活用した機能強化」の1の3点目、技術的支援ということで、「技術的」とは具体的に何を想定されていたのか。普通にハード施設の計画策定・整備・運営における支援と書いていただければなるわかるが、「技術的」の3文字を入れている理由、どういうものを想定してこの言葉を入れられたのかこの2点をお伺いしたいと思います。

会長：まず環境関係は資料が出ていますか。

事務局：地元から特にカラスの問題、臭いの問題が説明会でも話が出ていた。当然都市計画を決定するのに必要な条件になります。交通量の話、水質、騒音、臭気 の面で報告書があがっている。それぞれの基準未滿で全てクリアされています。今の施設でクリアされています。食肉センターは堤防から見えます。カラスが入りやすくなっています。新施設は密閉した、外からカラスや鳥が入らないような施設にしてもらうことになれば、建物の中には入らない。ただ、汚水、赤い水が出ると魚がむらがりたりするのは心配なので、浄化水槽を造ってもらい、浄化して排水してもらう。新しい施設なれば昔の施設より必ずよくなるかと思うので説明を受けたいと思っています。

会長：「技術的支援」の具体的な意味は。

県畜産振興課：「技術的支援」がかかっている言葉としては、「計画策定・整備・運営」となっているが、箱物の施設整備をする際に、国などの補助金を使う場合があります。補助金を使う際は計画づくり、どういうものを整備するか整備目標もあるかと思います。そういったところで、我々のもっているノウハウ、市の方ももちろんあるかと思いますが、国への照会も発生するかと思いますが、そういった部分で連携して進めさせていただければということで「技術的」という表現とさせていただいております。

会長：ハード施設の支援ということは、県が直接ハード施設を造るのではなくて、県は何らかの支援をするというのが前提のようにも読める。そのハード施設が2番目の経済連への要請に同じ用語が出てくるということは、先ほど事務局が言われた

ように、ハード施設の整備の主体は経済連を想定している理解でよいか。県がハード施設を造るかどうか読めない。

県畜産振興課:現状でどこが整備するかは決定事項としてはまだ何もございません。

会長: 県が造る場合もあるし、造らない場合もあると。経済連にやってもらうのは前提ではなくて、どこが造るかは決まっていらないけど、いずれにしても造るにあたっては支援するという意味か。

県畜産振興課: そういったところも含めて検討を進めさせていただきます。

会長: F 委員、G 委員よろしいですか。

F 委員・G 委員: はい。

会長: 調整池は新たに造るとなっていますが、県の開発審査会の委員なので一言申し上げたいが、法の規制以前の部分と法規制後の部分があり、法規制以前の土地であっても、公共機関が再整備する場合は、当然調整池を造るのが大前提。県も市も当然のことと理解が必要。通常、開発許可の場合は、市の開発許可権者や河川管理者と協議がされて、調整池の容量や機能は協議があります。調整池については、藤ノ木川もあるので河川管理者、開発行為の許可不要だが、許可権者である菊川市と協議いただいて調整池の機能を十分有するように協議いただくということで、特に県の方に申し上げたいと思います。

会長: 皆様から非常に活発な質問やご意見をいただきました。県の方からは地域振興や道路整備、調整池などについては説明資料も提出いただいたので、これを前提にご審議いただきました。都市計画法第19条第1項による審議案件となりますので、採決を採ります。第1号議案についてご異議のない方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

会長: 本日出席されている委員全員の同意を得まして、本議案は議案のとおり可決いたしました。第1号議案につきましては、菊川市長からの付議でございますので、議案が可決された旨、市長へ報告いたします。このあと、県知事の同意を経て都市計画決定の運びとなります。以上で本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。事務局をお願いします。

7 その他

※その他事項のため議事録を省略

8 閉 会

事務局：本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。以上で令和5年度第1回都市計画審議会を閉会いたしますので、最後に互礼をもちまして終了とさせていただきます。

『相互に礼』

ありがとうございました。